

保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長 6 か月間延伸いたします。

2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	平成 21 年 8 月 12 日 (水) から 平成 21 年 9 月 10 日 (木) まで
2	基本契約の解約 (解除) の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金 (還付金) の非常即時払	
3	特約の解約 (解除) の非常取扱い及び特約の解約返戻金 (還付金) の非常即時払	
4	普通貸付金の非常即時払	
5	保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し (還付) の非常取扱い	
6	契約者配当金の非常即時払	

※ 保険証券 (書) をなくされた場合には、保証書等が必要となる場合があります。